

### 3. (4) ひとり親家庭への支援について

#### 現状と課題

- ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担い、経済的にも厳しい状況に置かれていることから、きめ細かな支援が必要である。このため、「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月決定)に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な充実を図っており、同プロジェクトを着実に進めることが必要。
- 児童扶養手当法改正法の附帯決議を踏まえ、児童扶養手当の支給回数及び未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦(夫)控除のみなし適用について対応することが必要。
- 平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果を踏まえた対応が必要。

#### 講じた措置(予算・税制・法律等)

- 平成30年度予算案において、「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に推進するとともに、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。
- また、未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。
- 児童扶養手当については、次の措置を講じる。
  - ① 平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果を踏まえ、2018年(平成30年)8月分から、全部支給に係る所得制限限度額を130万円から160万円に引き上げる。また、手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。
  - ② 支給回数については、2019年(平成31年)11月支給(8月分～10月分)から、現行の年3回から奇数月の隔月支給に見直す。

#### 今後の方向性・スケジュール等

- 未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除のみなし適用については、各制度等の政令や通知を改正し、2018年(平成30年)度における利用料等の改定時に実施する予定。
- 児童扶養手当の支給回数の見直しについては、次期通常国会に、児童扶養手当法改正案の提出を目指す。

# ○ひとり親家庭の自立支援の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、平成30年度予算案において、高等職業訓練促進給付金の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。

## ひとり親家庭の自立支援の推進

### ○高等職業訓練促進給付金等事業【拡充】（母子家庭等対策総合支援事業）

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

### ○母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

### ○未婚のひとり親家庭の母(父)に対する寡婦(夫)控除のみなし適用(平成28年改正法付帯決議事項)

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

# 児童扶養手当制度の改善事項（案）

## 1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

### <内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする（次期通常国会に法案を提出予定）。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

## 2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

### <内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

## 3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

### <内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。



**(参考)自治体の取組における好事例**



# 1. 茨城県の取組について





# 児童相談所と警察の連携に向けた取組（茨城県）

## 1. 経緯

- 2017（平成29）年4月に、茨城県、茨城県教育委員会、茨城県警察本部の3者で「茨城の将来を担う子供の安全・安心の確保に関する覚書」を締結し、3者が緊密に連携し、相互に適切な役割分担の下、子どもの安全が疑われる事案の未然防止・早期発見に努めるとともに、子どもが安心して生活することができる環境の整備に努め、もって子どもの安全・安心を確保することを目的として、児童虐待対策に関する事項等について、それぞれが保有する情報を事前協議の上、必要と認める範囲で提供・共有することとした。
- 従来より児童相談所と警察の間における児童虐待に関する情報共有については、児童相談所が把握した児童虐待事案のうち、児童の生命に危険が及ぶ恐れのある重篤な虐待や性的虐待等事件性が疑われる事案については、警察に情報提供していたが、情報提供する内容や時期についての基準がなく、児童相談所から警察への情報提供について統一が図れていなかった。このため、速やかに情報提供を行う「緊急又は重篤な事案等」の基準を明確にするとともに、2018（平成30）年1月受付分から児童相談所が対応した児童虐待事案について全件情報提供を行うこととした。

## 2. 取組の概要

- 児童相談所や警察が受け付けた「緊急又は重篤な事案等」については、児童相談所及び警察が相互に速やかに情報提供を行うとともに、児童相談所が受け付けたその他の児童虐待事案については、児童相談所から警察に対し、受け付けた全ての事例を翌月に一括して電子データで情報提供を行う。
  - <「緊急又は重篤な事案等」の基準>
  - ・児童の生命に危険があるもの
  - ・児童の身体に虐待によるものと思料される、明らかな外傷が確認できるもの
  - ・児童への性行為、性的な接触行為等が疑われるもの など
- ※ 提供する情報は、受付年月日、児童氏名、生年月日、住所、虐待種別、虐待者、事案の概要など（別紙参照）。
- ※ 情報の提供は各児童相談所受付分を茨城県子ども家庭課で集約し、電子データにより茨城県警察本部人身安全対策課に送付する。

## 3. 実施に向けた検討

- 児童相談所から警察に全件情報共有を行うことで、警察に通報があった際に情報の照合が可能となり、対応の遅れや漏れを防ぐことができ、子どもの安全・安心の確保につながる大きなメリットとして考えられた。
- 情報共有における個人情報の取扱いに向けては、茨城県の組織のみをつなぐネットワークを利用することでその安全性を確保することとしている。

## 情報提供様式

## 平成〇〇年度児童虐待受付一覧

No	受付年月日	児童氏名	フリガナ	性別	生年月日	通告時年齢	学校等	市町村	住所	保護者氏名	通告経路	虐待種別	虐待者	内容	以前の関わり	一時保護等の有無	所属
1																	
2																	
3																	
4																	

※ 各児童相談所で受け付けた児童虐待事案について、当該月分を翌月に一括して情報提供。

情報提供を行う際は、各児童相談所分を茨城県子ども家庭課で集約し、電子データにより茨城県警察本部人身安全対策課宛て送付する。

## 2. 大阪府の取組について



## 《大阪府と公益社団法人家庭養護促進協会（民間あっせん機関）との連携》

大阪府では（公社）家庭養護促進協会に養子縁組里親支援機関事業として以下の業務を委託し、相互連携して養子縁組の促進に取り組んでいる。

### 事業の目的

民間団体の持つ専門性やフットワークを活かし、新規の養子縁組里親の開拓から児童委託後の支援まで一貫して行うとともに、行政と民間団体が協同で支援体制を充実させることにより、児童の最善の利益保障を目指して取り組む。

### 養子縁組里親支援機関事業

#### ①養子縁組里親の普及啓発に係る業務（リクルート）

シンポジウムの開催、養子縁組制度等の説明会・イベントへの協力、リーフレットの作成・配付、不妊専門相談センター公開講座への協力、産婦人科医療・保健従事者向けの学習会への協力、SNSによる情報発信 等

児童相談所、里親会、里親支援専門相談員が協力

#### ②養子縁組里親認定の手続き（ガイダンス、児童相談所への推薦）

里親認定希望者の問い合わせ対応、ガイダンスの実施  
直接マッチングの際の調査及び児童相談所への推薦

調査、認定、登録は児童相談所、本庁所管課と協同

#### ③研修の実施

里親認定前研修、里親登録後研修の実施  
里親登録更新研修の実施  
研修及び実習実施状況の把握、修了状況の報告

実習については、里親支援専門相談員が協力

#### ④要保護児童の委託先検討

「あなたの愛の手を」掲載に向けた手続き、取材対応等  
申し込み家庭と児童のマッチングのための調査、児童相談所への推薦 等

#### ⑤里親家庭及び委託児童への支援

交流に関する調整、交流期間中の支援  
里親委託開始後の訪問支援 等

里親養育支援は、児童相談所と協同  
児童相談所からの依頼を受けた里親支援専門相談員が協力

#### ⑥養子縁組成立後の支援

SNSを介した24時間相談受付、養親子向けひろば、養子キャンプ、運動会、会報誌発行 等

#### ⑦児童相談所との連絡調整、その他

児童相談所との連絡会に参加、業務内容の報告  
里親委託等推進委員会への委員派遣 等

